

派遣元事業主による雇用の安定の措置について

労働者派遣事業 ガイドブック抜粋

※労働者派遣事業報告書（様式第11号）

「**第2面（8）雇用安定措置（法第30条）の実績**」
を計上するにあたって参考にしてください。

愛知労働局 需給調整事業部

(10) 派遣元事業主による雇用の安定の措置

派遣元事業主は、同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがあるなど一定の場合に、有期雇用派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための措置を講じる責務があります。
(第30条)

就業継続期間の見込みによる類型

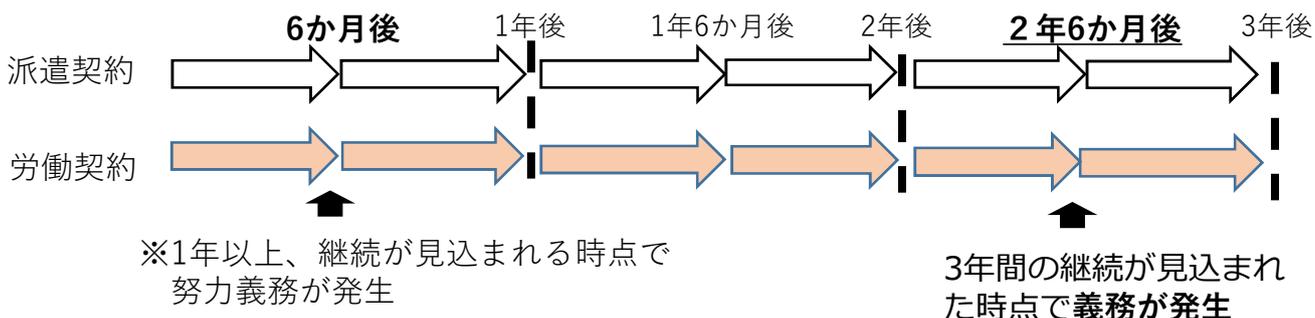
特定有期雇用派遣労働者等	特定有期雇用派遣労働者	同一の組織単位に継続して 3年間 派遣される見込みがあり、当該派遣期間終了後も継続して就業することを 希望 している者	(義務) 雇用安定措置を講じなければならない	60歳以上は対象外
		同一の組織単位に継続して 1年以上 派遣される見込みがあり、当該派遣期間終了後も継続して就業することを 希望 している者	(努力義務) 雇用安定措置を講じるよう努めなければならない	
	上記以外で派遣元事業主に通算して 1年以上雇用された者 (いわゆる「登録状態」の者で、雇用しようとする労働者を含む)		雇用安定措置を講じるよう努めなければならない	60歳以上も対象

「義務」が発生するケース

【当初の派遣契約より、同一組織内において3年間の雇用見込がある場合】

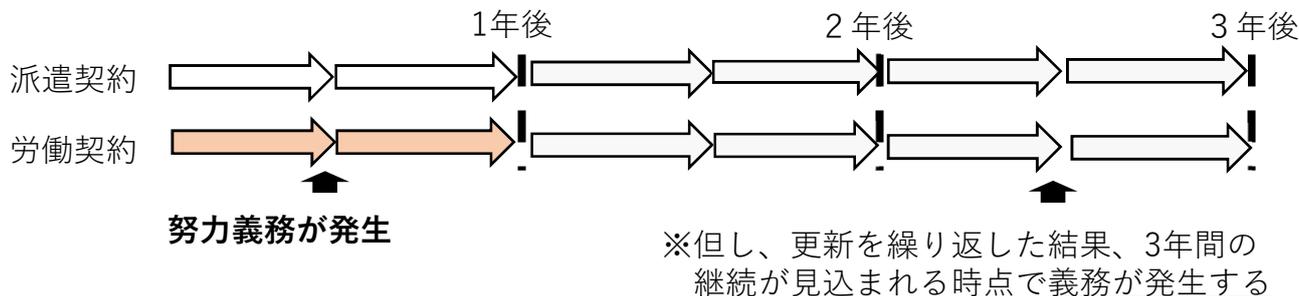


【労働者派遣契約、派遣元事業主と派遣労働者の労働契約がともに6か月で更新する場合】

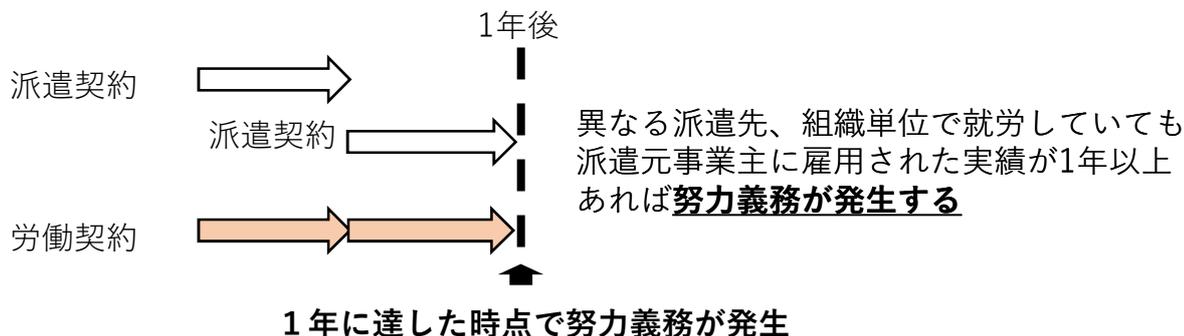


「努力義務」が発生するケース

【同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがある場合】



【派遣元事業主に通算して1年以上雇用された場合（同一の組織単位に限らない）】



（雇用された期間が1年以上あり、今後派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（いわゆる「登録状態」）も含む）

講ずべき雇用安定措置の内容

- 講ずべき雇用安定措置の内容は、対象派遣労働者本人の希望によります。

特定有期雇用派遣労働者に講ずべき雇用安定措置

- ① 派遣先への直接雇用の依頼 ※書面交付により依頼することが望ましいです。
- ② 派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保
※能力、経験、居住地、就業場所、通勤時間、賃金等の以前の派遣契約により派遣されていた際の待遇等を踏まえ、合理的な範囲のものでなければなりません。また、無期雇用派遣労働者に転換すれば、期間制限の対象外となり、従前と同一の組織単位での就業機会の確保ができます。
- ③ 派遣元事業主による派遣労働者以外の労働者としての無期雇用の機会を確保
- ④ その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置
※次の派遣先が見つかるまでの有給の教育訓練、紹介予定派遣など



ポイント

【義務対象者が派遣先での直接雇用に至らなかった場合】

雇用安定措置の義務が発生する労働者が、雇用安定措置のうち①の派遣先での直接雇用を希望するものの、雇用に至らなかった場合は、②～④のいずれかの措置を講じなければなりません。（施行規則第25条の2第2項）

特定有期雇用派遣労働者”等”に講ずべき雇用安定措置

①派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保

※能力、経験、居住地、就業場所、通勤時間、賃金等の以前の派遣契約により派遣されていた際の待遇等を踏まえ、合理的な範囲のものでなければなりません。また、無期雇用派遣労働者に転換すれば、期間制限の対象外となり、従前と同一の組織単位での就業機会の確保ができます。

②派遣元事業主による派遣労働者以外の労働者としての無期雇用の機会を確保

③ その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置

※次の派遣先が見つかるまでの**有給の教育訓練、紹介予定派遣**など

雇用安定措置の希望の聴取

- 雇用安定措置を講ずるにあたって、希望する雇用安定措置の内容を当該特定有期雇用派遣労働者等から聴取しなければなりません。（**施行規則第25条の2第3項**）
- 雇用安定措置の実施には一定期間を要すること場合もあるため、**派遣元指針第2の8（2）二**において、希望する雇用安定措置の内容について早期に聴取することが求められています。

継続就業の希望の聴取

- 派遣期間終了後も継続して就業を希望するかについての聴取は、当該労働者派遣が終了する日の前日までに行わなければならない（**施行規則第25条第2項**）、とされています。しかし、希望する雇用安定措置の内容の聴取は早期に実施が求められており、そのためには継続就業希望の有無の確認が前提になります。したがって、継続就業希望の聴取は施行規則第25条第2項に関わらず、希望する雇用安定措置の内容の聴取と併せて早期に行うことが求められています。

派遣元管理台帳への記載

- 次の2項目について派遣元管理台帳に記載し、**3年間**保存しなければなりません。

- ①当該特定有期雇用派遣労働者等から聴取した日及び希望した雇用安定措置の内容
- ②雇用安定措置を実施した日、内容及びその結果

！ ポイント

【雇用安定措置を回避する行為の禁止】

雇用安定措置義務を回避することを目的に同一組織単位への派遣を3年未満とすることは脱法行為として許されません。繰り返し労働局が指導しても是正しない場合は、労働者派遣事業の許可が更新されないことがあります。

！ ポイント

【60歳以上の派遣労働者に対する雇用安定措置】

定年退職後など60歳を超えて派遣就労する方についても、「特定有期雇用派遣労働者”等”」に該当すれば、雇用安定措置の対象となります。（ただし、「特定有期雇用派遣労働者」としての雇用安定措置は対象になりません。）